平成３０年（フ）第７０３号
東京都立川市富士見町５丁目23番２号富士見町５丁目アパート309号
債務者　相川亮こと　鄭　　成洙
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８３号
千葉県茂原市真名452番地
破産者　大和久德造
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
千葉県いすみ市大原11207番地
破産者　山口美知江
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
千葉県いすみ市大原11207番地
破産者　有限会社山口電設
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
千葉県いすみ市大原11207番地
破産者　山口　松男
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
千葉県長生郡睦沢町上市場845番地
破産者　御園生善文
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第９１５１号
千葉県野田市吉春271番地の６
破産者　株式会社大黒屋
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１２号
東京都江東区有明１丁目４－11－424
破産者　武内　秀之
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２８９号
東京都中央区築地２丁目７番12号
破産者　ホライズンパリテートサービス株式会社
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８６１号
東京都新宿区西早稲田１丁目23－８－705
破産者　渋谷　卓史
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７号
長野県佐久市春日2338番地６
破産者　有限会社ケービック
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第８７号
岐阜市水海道１丁目12番３号
破産者　有限会社ファティマ
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２０３号
愛知県愛西市稲葉町米野222番地１
破産者　株式会社ワークサービス
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内真歌58番地11
破産者　有限会社マークリ牧場
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第２号
北海道上川郡東川町東３号北12番地
破産者　有限会社新栄道路
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４０号
北海道旭川市７条通16丁目77番３
破産者　株式会社マーヴェリック
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
群馬県富岡市富岡1008番地
破産者　大丸金属工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２５号
群馬県高崎市筑縄町57番地15
破産者　有限会社マイセン
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１０号
川崎市川崎区東田町２番地９
破産者　有限会社赤桃飯店
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
静岡県富士宮市小泉2343番地の90
破産者　株式会社トラ虎
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中区田町330番地の１
破産者　株式会社Ｋ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４号
三重県松阪市大口町1383番地１　エクセル601、前住所三重県松阪市猟師町345番地161
破産者　西山　仁士
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部